

表 CAQM通達第76号（2023年9月29日付）におけるデリー首都圏でのディーゼル発電機を巡る新規則

項番	発電機出力	排出規制対応措置	使用基準・規制
1	LPG、天然ガス、バイオガス、プロパン、ブタンを燃料とするすべての発電機	不要	GRAP期間含め規制なし
2	環境・森林・気候変動省通達GSR804(E) (2022年11月3日付) 規格準拠出力 800KW以下の発電機	不要	GRAP期間含め規制なし
3	800KW以上	本通達記載の排気基準に準拠した排気ガス制御装置・システム	GRAP期間含め規制なし
4	125KW-800KW未満	デュアルモード あるいは認証RECD装着	GRAP期間含め規制なし
5	19KW-125KW未満	デュアルモード (天然ガス・ディーゼル混焼)	GRAP期間含め規制なし 注：ガスインフラ、ガス供給がない場合のディーゼルのみでの使用は本通達で規定する「緊急サービス」に限り可
6	携帯用発電機（19KW未満）	特段の排気ガス制御方法がない	・ GRAP期間以外：使用可 ・ GRAP期間：本通達で規定する「緊急サービス」以外は使用不可

(出所) CAQM通達第76号を基にジェットロ作成